

新型コロナウイルス対策期間中の**建築基準法に基づく定期報告** に関するお知らせ

新型コロナウイルス対策期間中も**定期報告書の受付事務**を行います。感染症の感染拡大を防止する観点から、**定期報告書の郵送による受付**も行うこととしました。

郵送による受付をご希望される場合は、下記の注意事項をお読みの上、「手続きの流れ」に従って進めていただきますようお願いいたします。

注意事項

- ・ **実施期間は、当面の間とします。**
- ・ 申請書類は「信書」に該当します。「郵便物（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付してください。
- ・ 必ず「送付先・問合せ先」欄に記載する担当者に確認を行ってから、手続きを進めてください。
- ・ 通常の手続きと比べて、大幅に時間を要することが見込まれますので、お時間に余裕をもって手続きを行ってください。
- ・ 報告書等の記載内容に不備がある場合は、再度、書類等の送付をお願いする場合があります。
- ・ 郵送等による書類紛失の場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。

手続きの流れ

①事前相談

報告書への記載内容の確認等、事前相談が必要な場合は、来庁される前に、必ず電話でお問合せください。相談内容によっては、メールや電話で相談可能な場合もあります。

②報告書の提出

定期報告書の正本・副本・概要書等の必要書類及び送付状（報告書の提出に係る担当者の氏名・勤務先・電話番号・メールアドレス及び副本等の返送を希望する送付先住所を記載したもの）と合わせて返信用レターパックなど（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してください。

③副本等の送付

報告書の内容に不備がない場合は、受付後に副本・受理文・報告済みシールを希望する送付先へ返送します。

送付先・ 問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築安全推進課
(定期報告担当：吉川、近藤、西尾)
電話：052-972-2923 FAX：052-972-4159
Eメール：teiki-juto@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp